

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ふじみ野市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険税の賦課に関する事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報の保護に関する法律及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。

評価実施機関名

埼玉県 ふじみ野市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法及び国民健康保険法等の規定に基づき、国民健康保険税の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得・資産の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認 ④中間サーバーを使用した情報照会・提供事務
③システムの名称	国民健康保険(賦課)システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 住基ネットCS
2. 特定個人情報ファイル名	
所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表二十四の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十八の項 (情報提供) しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険・年金課
②所属長の役職名	保険・年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 契約・法務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 保険・年金課

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月25日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年3月25日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[[]]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーについては、原則住民基本台帳から宛名システムを介して取得しているため、人手を介在させることはない。 また、業務において提供を受けた特定個人情報等が記載された申請用紙や記録媒体等は、施錠可能な場所で、廃棄するまで管理している。 取得した特定個人情報等は複数人による確認を実施している。 これらを踏まえ、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると判断した。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	「特定個人情報の提供・移転に関するルールとして、「ふじみ野市特定個人情報等の保護に関する取扱規程について(依命通達)」を策定しており、当該規程に従った運用を行っている。また、システム利用者をID及びパスワードにより限定した上で、次の項目についてログの記録を行っており、この記録を定期的に分析している。 (1) 特定個人情報ファイルの利用及び出力に関する状況 (2) 書類、電磁的記録媒体等の持ち出しに関する状況 (3) 特定個人情報ファイルの削除及び廃棄に関する状況 (4) 削除及び廃棄を委託した場合の委託内容を証明する記録等 (5) 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合の事務取扱担当者の情報システムの利用状況 これらの対策を講じていることから、不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。」	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	健康医療部 健康保険課	市民生活部 保険・年金課	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	健康保険課長 土屋 浩	保険・年金課長 永倉 秀雄	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康医療部 健康保険課	市民生活部 保険・年金課	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年12月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年12月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	地方税法及び国民健康保険法等の規定に基づき、	地方税法及び国民健康保険法等の規定に基づき、	事前	事務の追加に伴う重要な変更であるため
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	国民健康保険(賦課)システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	国民健康保険(賦課)システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 住基ネットCS	事前	事務の追加に伴う重要な変更であるため
平成31年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	国民健康保険(賦課)システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 住基ネットCS	国民健康保険(賦課)システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 住基ネットCS	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 国保特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 宛名情報ファイル	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号、総務省令第5号) 第16条 第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号、総務省令第5号) 第16条 第24条	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の27,42,44,45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第20条、第25条、第26条 ※別表第二の45の項に係る主務省令は未公布 (情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の1の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第1条	(情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第20条	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	保険・年金課長 永倉 秀雄	保険・年金課長	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年12月12日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年12月12日 時点	令和2年2月3日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年12月1日 時点	令和2年2月3日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	IVリスク対策-8. 監査	未入力	内部監査	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	表紙-公表日	2019/2/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムの情報連携	(情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第20条	(情報照会) 番号法第19条8号、別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第20条	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年2月3日 時点	令和4年12月27日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年2月3日 時点	令和4年12月27日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	表紙-公表日	2020/2/14	2023/2/10	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年12月27日 時点	令和6年3月22日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年12月27日 時点	令和6年3月22日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月22日	表紙-公表日	2023/2/10	2024/3/22	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月22日	表紙-個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣	個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	令和6年10月1日より基礎項目評価書が新様式に変更になったため、昨年度公表した評価書の内容を新様式に転記			事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	表紙-公表日	2024/3/22	2025/3/25	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年3月22日 時点	令和7年3月25日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年3月22日 時点	令和7年3月25日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	Ⅰ 関連情報-3. 個人番号の利用-「法令上の根拠」	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項、別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府令第5号、総務省令第5号） 第16条、第24	番号法第9条第1項、別表二十四の項	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	Ⅰ 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-「②法令上の根拠」	（情報照会） 番号法第19条8号、別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府令第7号、総務省令第7号）第20条 （情報提供） しない	（情報照会） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十八の項 （情報提供） しない	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	Ⅳリスク対策-8. 人手を介在させる作業	—	十分である 「マイナンバーについては、原則住民基本台帳から宛名システムを介して取得しているため、人手を介在させることはない。 また、業務において提供を受けた特定個人情報等が記載された申請用紙や記録媒体等は、施設可能な場所まで、廃棄するまで管理している。 取得した特定個人情報等は複数人による確認を実施している。 これらを踏まえ、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると判断した。」	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	Ⅳリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策-「最も優先度が高いと考えられる対策」	—	5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	Ⅳリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策-「当対策は十分か」	—	十分である 「特定個人情報の提供・移転に関するルールとして、「ふじみ野市特定個人情報等の保護に関する取扱規程について(依命通達)」を策定しており、当該規程に従った運用を行っている。また、システム利用者をID及びパスワードにより限定した上で、次の項目についてログの記録を行っており、この記録を定期的に分析している。 (1) 特定個人情報ファイルの利用及び出力に関する状況 (2) 書類、電磁的記録媒体等の持ち出しに関する状況 (3) 特定個人情報ファイルの削除及び廃棄に関する状況 (4) 削除及び廃棄を委託した場合の委託内容を証明する記録等 (5) 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合の事務取扱担当者の情報システムの利用状況これらの対策を講じていることから、不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。」	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施